

（表面）

宛名用窓枠 100×55

999-9999
東京都〇〇区NN坂9丁目9番9号
9号棟999号室

健診 太郎 様

00000001

- ・特定保健指導を実施していない医療機関もあります。この場合は「訪問型」を利用してください。
 - ・実施途中で組合員資格を喪失した場合、資格喪失日以後の費用は自己負担となります。継続指導の際も、資格の確認をお願いします。
- 注意事項
- ・「通院型」を利用する際には、直接、医療機関に電話で予約してください
 - ・「利用券」と「保険証」を必ず持参してください

被保険者用特定保健指導利用券（2回目以降）

2020年(令和2年) 9月 1日交付

被保険者番号 00133298
氏名 健診 太郎
性別 男
保健指導実施機関名

利用券整理番号 20200000001

保健指導実施予定					
指導形態		予定日			実施
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	
☐ 個別 ☐ 電話	☐ グループ ☐ メール	年	月	日 ^{AM} _{PM}	

行動目標・行動計画		
腹囲		行動目標/行動計画
体重		
収縮期血圧(上の血圧)		
拡張期血圧(下の血圧)		
1日の削減 目標エネルギー量		
1日の運動による 目標エネルギー量		
1日の食事による 目標エネルギー量		

特定保健指導利用券

2020年(令和2年) 9月 1日交付

利用券整理番号 20200000001
受診券整理番号 20100000001
受診者の氏名 健診 太郎
性別 男

生年月日 1957年(昭和 32年) 12月 31日

有効期限 2021年(令和 3年) 3月 31日

特定保健指導区分	窓口の自己負担※		保険者負担上限額
	負担額	負担率	
積極的支援	0円	—	—

※自己負担額は初回利用時の負担として、特定保健指導開始時に全額徴収

保険者所在地 中央区日本橋箱崎町12-4

保険者電話番号 03-5652-7032

保険者番号・名称 00133298



全国建設工事業国民健康保険組合

契約とりまとめ機関名 集合B① 医師会 個別契約

支払代行機関番号 ※1 91399022

支払代行機関名 ※1 東京都国民健康保険団体連合会

※1 実施機関の所在する国保連合会番号、名称に読み替えてください
※2

差出人用窓枠

〒103-0015
東京都中央区日本橋箱崎町12-4

全国建設工事業国民健康保険組合
事業課 保健事業推進係

TEL 03-5652-7032

令和2年度 特定保健指導利用券（裏面）

注意事項

（裏面）

1. 特定保健指導を利用するときには、利用券と被保険者証を窓口
に提出してください。
どちらか一方だけでは受診できません。

2. 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けて
も良いかどうかを確認してください。

3. 特定保健指導は利用券に記載してある有効期限内に利用し
てください。

4. 窓口での自己負担は、原則、特定保健指導開始時に全額を
お支払い頂きます。なお、全額徴収できない場合は、次回以
降利用時以降にもお支払い頂きます。

5. 特定保健指導の実施結果は保険者等において保存し、必要
に応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承
の上、受診願います。
6. 保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検され
ることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分
的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。

7. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診
はできません。すみやかにこの券を保険者等にお返ください。

8. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の
処分を受けることもあります。

9. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に
差し出して訂正を受けてください。
- 〒 —

住所 -----
